

四日市市教委告示第9号

四日市市文化財保護条例（平成5年四日市市条例第17号）第5条第1項の規定により、次のものを四日市市指定有形文化財として指定するので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成31年3月26日

四日市市教育長 葛西文雄

指定種別	四日市市指定有形文化財(彫刻)
指定名称及び員数	木造男神・女神坐像 男神坐像 1 軀 女神坐像 4 軀
文化財の所在地	三重県四日市市下之宮町319
文化財の所有者	耳常神社 代表役員 宮司 喜多嶋 敏彦

(社会教育課)